

今後の宇宙政策委員会の検討体制について

平成 29 年 3 月 31 日

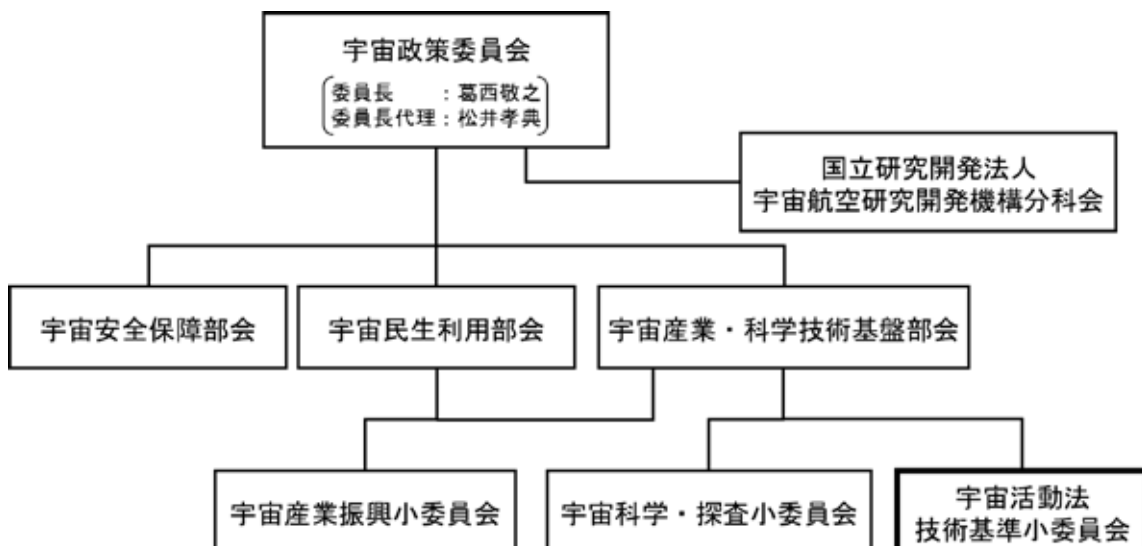
1. 趣旨

平成 29 年 3 月 9 日付府宇事第 104 号にて、内閣総理大臣から「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律」（平成 28 年法律第 76 号。以下「宇宙活動法」という。）における人工衛星等の打上げに係る許可に関する「ロケット安全基準」（宇宙活動法第 6 条第 1 号）及び「型式別施設安全基準」（宇宙活動法第 6 条第 2 号）、並びに人工衛星の管理に係る許可に関する「人工衛星の構造に関する基準」（宇宙活動法第 22 条第 2 号）及び「管理計画において内閣府令で定める措置」（宇宙活動法第 22 条第 3 号）に関し、人工衛星及びその打上げ用ロケットの打上げの安全の確保又は宇宙の環境の保全に関する重要事項について調査審議を諮問されたところ、当該事項を調査・審議するため、宇宙産業・科学技術基盤部会の下に、宇宙活動法技術基準小委員会を設置する。

なお、宇宙活動法及び「衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律」が成立・公布されたことから、宇宙法制小委員会は廃止する。

宇宙政策委員会は、各部会及び小委員会の調査検討状況につき逐次報告を受けることとする。

2. 体制図



(参考)

宇宙政策委員会令(平成二十四年政令第百八十六号)(抄)

(部会)

第六条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから委員長が指名する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

(雑則)

第十条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

宇宙政策委員会 宇宙産業・科学技術基盤部会  
宇宙活動法技術基準小委員会の設置について

1．設置の目的

「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律」（平成28年法律第76号。以下「宇宙活動法」という。）が平成28年11月16日に公布され、宇宙活動法附則第1条第2号の規定により、宇宙活動法第4条第1項又は第20条第1項の許可に係る申請は、公布から1年を超えない範囲内において政令で定める日から行うことができるとされていることから、公布から1年以内に法に基づく内閣府令を制定する必要がある。

宇宙活動法第55条及び附則第3条の規定において、当該内閣府令を制定しようとするときは、あらかじめ、宇宙政策委員会の意見を聴かなければならないこととされており、平成29年3月9日付府宇事第104号にて内閣総理大臣から当該内閣府令に関し、人工衛星及びその打上げ用ロケットの打上げの安全の確保又は宇宙の環境の保全に関する重要事項について調査審議を諮問された。

このため、宇宙政策委員会宇宙産業・科学技術基盤部会の下に「宇宙活動法技術基準小委員会」（以下、「小委員会」という。）を設置し、上記に係る検討を進めることとする。

2．検討事項

小委員会の検討事項は以下のとおりとする。

- (1) 諮問における内閣府令に関すること
- (2) その他

なお、具体的な検討に当たっては、必要に応じて、関係者の出席を得て、検討を進めることとする。

3．委員構成

小委員会に属する委員、臨時委員及び専門委員は、宇宙政策委員会委員長（以下「委員長」という。）が指名する。また、小委員会に座長を置く。座長は、小委員会に属する委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。

4．庶務

小委員会の庶務は、内閣府宇宙開発戦略推進事務局において処理する。

5．その他

前各項に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

宇宙政策委員会 宇宙産業・科学技術基盤部会  
宇宙活動法技術基準小委員会 委員名簿

座長	山川	宏	京都大学生存圏研究所 宇宙圏航行システム工学分野教授
	青木	節子	慶應義塾大学総合政策学部教授
	川井田	徹	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構客員
	小林	実	名古屋大学工学研究科特任教授
	中島	俊	総合研究大学院大学名誉教授
	中須賀	真一	東京大学大学院工学系研究科教授
	福地	一	首都大学東京名誉教授
	渡邊	篤太郎	元独立行政法人宇宙航空研究開発機構 執行役

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成28年法律第78号）

（許可）

第4条 国内に所在し、又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に搭載された打上げ施設を用いて人工衛星等の打上げを行おうとする者は、その都度、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に内閣府令で定める書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 <略>

二 人工衛星の打上げ用ロケットの設計（第13条第1項の型式認定を受けたものにあつてはその型式認定番号、人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する上で我が国と同等の水準にあると認められる人工衛星の打上げ用ロケットの設計の認定の制度を有している国として内閣府令で定めるものの政府による当該認定（以下「外国認定」という。）を受けたものにあつては外国認定を受けた旨）

三～六 <略>

（許可の基準）

第6条 内閣総理大臣は、第4条第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 人工衛星の打上げ用ロケットの設計が、人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保するための人工衛星の打上げ用ロケットの安全に関する基準として内閣府令で定める基準（以下「ロケット安全基準」という。）に適合していること又は第13条第1項の型式認定若しくは外国認定を受けたものであること。

二 打上げ施設が、次のイ及びロに掲げる無線設備を備えていることその他の人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保するための打上げ施設の安全に関する基準として人工衛星の打上げ用ロケットの型式に応じて内閣府令で定める基準（以下「型式別施設安全基準」という。）に適合していること又は第16条第1項の適合認定を受けたものであること。

イ・ロ <略>

三・四 <略>

（許可の基準）

第22条 内閣総理大臣は、第20条第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 <略>

二 人工衛星の構造が、その人工衛星を構成する機器及び部品の飛散を防ぐ仕組みが講じ

られていることその他の宇宙空間探査等条約第九条に規定する月その他の天体を含む宇宙空間の有害な汚染並びにその平和的な探査及び利用における他国の活動に対する潜在的に有害な干渉（次号及び第4号二において「宇宙空間の有害な汚染等」という。）の防止並びに公共の安全の確保に支障を及ぼすおそれがないものとして内閣府令で定める基準に適合するものであること。

三 管理計画において、他の人工衛星との衝突を避けるための措置その他の宇宙空間の有害な汚染等を防止するために必要なものとして内閣府令で定める措置及び終了措置を講ずることとされており、かつ、申請者（個人にあっては、死亡時代理人を含む。）が当該管理計画を実行する十分な能力を有すること。

四 <略>

（宇宙政策委員会の意見の聴取）

第55条 内閣総理大臣は、第4条第2項第2号、第6条第1号若しくは第2号又は第22条第2号若しくは第3号の内閣府令を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、宇宙政策委員会の意見を聴かなければならない。

附則

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 <略>

二 次条の規定 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

（準備行為）

第2条 第4条第1項又は第20条第1項の許可を受けようとする者は、この法律の施行前においても、第4条第2項又は第20条第2項の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 第13条第1項の型式認定又は第16条第1項の適合認定を受けようとする者（機構を除く。）は、この法律の施行前においても、第13条第2項又は第16条第2項の規定の例により、その申請を行うことができる。

3 機構は、その行った人工衛星の打上げ用ロケットの設計について、この法律の施行前においても、第19条第1項の規定の例により、第13条第1項の型式認定の申請を行うことができる。

4 機構は、その管理し、及び運営する打上げ施設について、この法律の施行前においても、第19条第2項の規定の例により、第16条第1項の適合認定の申請を行うことができる。

（準備行為）

第3条 内閣総理大臣は、第4条第2項第2号、第6条第1号若しくは第2号又は第22条第2号若しくは第3号の内閣府令を制定しようとするときは、この法律の施行前においても、宇宙政策委員会の意見を聴くことができる。

2 <略>